

議案第 2 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

5 第12条第2項及び別表第3の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として、防疫手当を支給する。この場合において、別表第3（防疫手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

6 前項の防疫手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 作業に従事した日1日につき、4,000円を基本として新型コロナウイルス感染症への感染の危険の生じる可能性その他平常時には想定されない作業の特殊性を勘案して規則で定める額

(2) 救急車出動作業と併せて前項に規定する作業に従事した常勤の消防職員 従事した作業1件につき、1,500円を基本として新型コロナウイルス感染症への感染の危険の生じる可能性その他平常時には想定されない作業の特殊性を勘案して規則で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市一般職の職員の給与に関する条例附則第5項及び第6項の規定は、令和2年2月24日から適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員に対して防疫手当を支給するため、特殊勤務手当の特例の規定を設けるものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年野田市条例第32号)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>5 <u>第 12 条第 2 項及び別表第 3 の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 11 号)第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として、防疫手当を支給する。この場合において、別表第 3 (防疫手当に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</u></p> <p>6 <u>前項の防疫手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の職員 作業に従事した日 1 日につき、4,000 円を基本として新型コロナウイルス感染症への感染の危険の生じる可能性その他平常時には想定されない作業の特殊性を勘案して規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>救急車出動作業と併せて前項に規定する作業に従事した常勤の消防職員 従事した作業 1 件につき、1,500 円を基本として新型コロナウイルス感染症への感染の危険の生じる可能性その他平常時には想定されない作業の特殊性を勘案して規則で定める額</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>